



書評 高橋寛人著『教育公務員特例法制定過程の研究 ： 占領下における教員身分保障制度改革構想』

湯田, 拓史

(Citation)

研究論叢, 26:89-92

(Issue Date)

2020-09-04

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81012438>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012438>



5. 書 評

高橋 寛人 著

『教育公務員特例法制定過程の研究—占領下における教員身分保障制度改革構想』

湯田 拓史 (宮崎大学大学院教育学研究科)

本書の目的と構成

本書は、アジア・太平洋戦争直後の占領期における教育公務員特例法制定経緯を時系列で検証した研究の成果である。具体的には、当初は教員身分法として発案されながら文部省とGHQ、GHQ内部の部局間折衝を経ることで、国立・公立学校教員法要綱案、教育公務員法要綱案、教育公務員の任免等に関する法律案、教育公務員特例法案へと名称も内容も変遷した事情をGHQ資料や文部省資料を基に、全5章の構成で明らかにしている。装丁には工夫がほどこされており、本書が占領期の一次資料を基に執筆されたことについては、表紙に掲載されているGS（民政局公務員課）資料から一目瞭然となっている。

各章の概要

第1章では「教育公務員特例法の制定経緯の概要」とのタイトルで、教員身分法構想から教育公務員特例法になるまでの経緯について概要を述べている。

まず教員身分法構想の内容については、文部省の初期の構想では、教員審査委員会制度が中心であり（26頁）、田中耕太郎が構想している。田中二郎が関わっていたことを指摘している。教員身分法構想では、初等・中等教育の教員にとどまらず高等教育の教員も規定されていたこと、さらには国公立私立学校の教員を全て包括されていた。

しかし文部省とGHQとの折衝を経て、国

家公務員法と地方公務員法との関連性が問われ、さらに高等教育の教員の特則設定により、初等・中等・高等教育機関の全てを包括したものではなくなった。この過程において、本書で、注目しているのが、GHQ内部の部局間折衝である。教育公務員特例法については、GS（民政局）の公務員課、LS（法務局）の立法・司法課、CIE（民間情報教育局）、の三者の関係が注目されている（40-42頁）。なお、GHQ内部の部局間の関係のあり方は、制定しようとした法律によって異なっており、とりわけ教育公務員特例法では部局間対立があり、妥協点に至るまでにしばしば内容と名称の変更がなされたことが指摘されている。

第2章は「公務員と異なる教員の特則の立案」とのタイトルで、当初の構想されていた教員身分法の内容を検証し、他の公務員とは異なる特則が設定されたことの説明を述べている。当時の情勢は、国家公務員法で一本化しようとしたGS公務員課長フーバーの意向が強く、フーバーがアメリカ合衆国に帰国中に「日本化」したものが、フーバーの帰国後に再度当初の草案に改めさせたりするなど、教員身分法から教育公務員特例法の制定過程は極めて流動的であった。文部省担当者は、GS公務員課長のフーバーや次長のマッコイ、CIEの教育行財政係のルミスらと調整を進めていった過程が述べられている。このような情勢の下で、教育の専門性を担保するためには、どのような特則を設定すべきかを当時の文部省官僚が主張していたことは、非常に注目すべきことである。この時の文部省による教員法案には、任用と身分保障だけでなく、服務、勤務評定、さらには教員に対す

る定期審査が規定されていた。定期審査とは、「七年ごとに教員の審査を行うというもので、一種の勤務評定制度であった」（88頁）であり、不適格教員の免職等を行う事を予定としていた。

当時の文部省は、教員の身分保障の必要性の理由として「師表たることを要する」（80-81頁）が挙げられていた。教員としてふさわしい専門性と人間性を有しておかねばならないのが教員であることから、特有の義務と責任を有するという理由である（91頁）。あくまで教員の専門性と人間性の観点から特則が立案されたのであり、現在の教育の専門性を軽視した教育公務員改革案とは全く異なるものである。

第3章は「大学教員に関する特則の立案」とのタイトルで、大学教員の特則がどのように立案されたのかを、大学基準協会、全国大学教授連合、教育刷新委員会の議論と主張から検証している。大学基準協会も全国大学教授連合も教育刷新委員会も、学問の自由と大学の自治の精神に則り教育の専門家としての意見表明をしている。内容は、大学教授の資格（114頁）やサバティカル制度（117頁）にとどまらず、学長選出方法や教授助教授の人事まで幅広く網羅していた。大学教員の特則を立案した文部省とCIEとの折衝については、本書の表「大学教員の人事についての規定の比較」（128-129頁）で変遷を可視化している。結果的に、大学の教授会の権限と大学教員の身分保障の強化は、CIEに認められた。日本側の主張が教育公務員特例法に盛り込まれた。しかし、大学教員の身分保障が認められ法制化したことで、高等教育の教員が初等・中等・高等教育の教員集団の総体から切り離されてしまったのである。

第4章では、「教育公務員特例法案をめぐるCIEとGSおよびLSの対応」とのタイトルで、GHQ内部の部局、CIEとGS公

務員課とLSとの折衝が述べられている。

折衝での争点は、教育公務員特例法と国家公務員法と地方公務員法との関係であった。GS公務員課が、教育公務員特例法に対する国家公務員法と地方公務員法の優位性を強く主張して対立した。妥協の結果としての教育公務員特例法第23条第2項（現在は附則第1条第2項）の条文が盛り込まれた（172-173頁）。とくに第4章はGHQ内部の部局担当者と文部官僚たちの動向が明らかにされている。本書を用いてドラマの脚本が作れるのではないかと思うほど、法律の条文をめぐって展開が二転三転しているのである。

第5章は「占領下の教員法案における教員審査制度構想」とのタイトルで、当初制度構想されながら、途中で消滅した教員審査制度の評価を試みている。これは教員の不利益処分案件が出た場合、事前ないし事後の審査をする制度である。教員の待遇を強化するものであったが、国家公務員法と地方公務員法に優位性を持たせた以上は教育公務員特例法の簡潔化を望むGSとCIEによって、教員審査制度は否定されてしまい（200頁）、この教員審査制度構想は消滅してしまった。そして、大学教員は教授会の権限に含まれることになり、初等・中等教育の教員は、公務員法の身分保障規定の適用を受けることになったのである。

以上のように教員身分法から教育公務員特例法の制定まで、紆余曲折を得て、当初の内容をかなり削られたうえに、国家公務員法と地方公務員法との関係において、教育公務員特例法に対する両法の優位性を認める条文を組み込まれてしまった。しかしながら、教育公務員特例法には、文部省官僚をはじめ教育関連団体によって、教員の特性を踏まえた内容が込められたことが明らかになった。

本書は、国公立私立を問わず初等・中等・高等教育の教員の身分保障について、今後の

あり方を考えるに際して、とても重要な示唆を与えるものである。

註釈の充実

本書は、日本側とGHQ側の一次資料を基にしており、本文だけでなく註釈の資料群の説明が充実している。とくに「はじめに」の註釈では、資料の収蔵先の情報を含めており、今後当該期の研究に関心を持つ者にとって、とても参考になる。活用した資料群を手許に留めたまま結果的に死蔵させることにならないように、資料群にアクセスしやすくなるよう註釈で案内することも歴史研究者に求められる姿勢であり、評者も見倣いたい。

評書の研究を可能としているのは、アーカイブズ体制の充実である。かつて大学アーカイブズ機関に勤務していた者として、公文書管理法施行後以降の、アーカイブズ機関の発展ぶりに感心するばかりである。だが現在、発言者を特定できないような会議録に変更したり、会議の記録をなくしたりするような、公文書管理を軽視する出来事が中央省庁で起こっている。官僚は無用な忤度をせず、占領期のように、詳細な記録の作成と保存管理をして後世の評価に期するような意気込みを取り戻してほしいと切に願う。

以上、本書の註釈は充実しており、大変参考になる。しかしながら、本書の索引は、キーワード、書籍名、人名が混在している。読者が関係者別の動向を追跡することを鑑みると、せめて人名とそれ以外の項目とに分けて表記して欲しかった。

宗教系私立学校教員の身分保障

教員身分法の特徴は、学校設置主体を問わず、全ての初等・中等・高等教育機関の教員を対象としていたが、私立学校の教員が除外された。この点について著者は、「教員は教員であるがゆえに身分保障されるべきなのであり、国立、公立、私立に関係ないはずである」(227頁)と述べている。この見解につ

いて基本的に同意しつつも、私立学校の設置主体である法人の支持母体に注目した場合、無前提に公務員としての身分保障の範囲を広げることの是非が問われるのではないかと考える。本書でいえば、日本側の私立学校教員のイメージとGHQ側の抱いていた私立学校教員のイメージに差異があったのではないかという疑問である。GHQ側の担当者が持つ私立学校教員のイメージが、アメリカ合衆国におけるキリスト教の教団が支持母体である私立学校の教員であり、それが日本側のイメージとかなり異なっていたのではないかと評者は考える。つまり、同じ教員といえども、宗教系の私立学校教員には、学校を設置した支持母体の宗教団体の信者である教員がいる。そのうち、とくに教員免許としての「宗教」は、他の免許種類とは異なり国公立大学では養成できない存在である。信者教員も「宗教」の教員も、特定宗教の信仰者としての属性を持っており、学校経営や教育実践の場では、しばしば国公立学校の教員とは異なる宗教的価値観による実践を展開することがある。紙面の関係上、具体的事例を述べないが、評者は前の勤務校で、信者教員と「宗教」の教員とが、教員である前に信者としての属性を前面に出す機会にしばしば遭遇したことから、評者は私立学校教員のうち宗教系の私立学校の信者教員と「宗教」の教員とを「教員」概念で一括して把握することに対する違和感が拭いきれないのである。信者教員と「宗教」の教員は、労働者としての価値観と宗教的価値観とが交錯する案件においては、躊躇すること無く宗教的価値観を優先する傾向があり、実際に評者は目の当たりにしてきた。こうした経験から評者は、公務員としての身分保障の範囲を私立学校に広げることで、宗教系の私立学校の教員にとっては、むしろ信者としての宗教的価値観が損なわれると警戒する可能性があることを当時のGHQの担当者

が抱いており、私立学校教員に公務員としての身分保障をすることの反対理由として「私学の自主性」を挙げたのではないかと考える。このことは、「宗教的中立性」と「私学の自主性」の問題であり、評者としても今後の課題としたい。

(春風社刊 2019年8月発行 本体価格
3,000円+税)

檜下 達也 著

『器楽教育成立過程の研究』

宇賀神 一 (神戸教育短期大学)

*

本書は、2017年3月に神戸大学から博士(教育学)学位を授与された同名論文に加筆・修正をくわえ、日本学術振興会による研究成果公開促進費の助成を受けて刊行されたものである。

本書をとおして著者は、小学校の音楽教育のなかで器楽教育が独自の位置を占める過程を描出しようとする。こうした試みの学術的意義は次の3点にあるという。現在の音楽教育は歌唱、器楽、鑑賞、創作を総合的に行うことで成り立っており、なかでも歌唱と器楽は「表現活動の両輪」(3頁)である。しかし、前者については研究の深化がみられるものの、「音楽科全体の成立過程解明」(3頁)のためには、歴史的研究の蓄積が乏しい後者に関する研究が不可欠であり、ここに一つ目の意義が存する。二つ目は、器楽教育の実施には「教具あるいは教材としての楽器」が不可欠であり、教育界と楽器産業界の関係性を問うことで、学校教育をめぐる「官民の表裏一体性の問題に」(3-4頁)示唆を得ることができる点だという。三つ目は、合奏指導が「統一性のない雑多な楽器」(4頁)により行われているという今日的課題の背景を解明し得ることだとされる。

序章と終章を除く章構成は次のようである。

第1部 戦前から戦中にかけての器楽教育の
黎明と試行的実践の諸相

第1章 器楽教育黎明の歴史的条件の成熟

第2章 黎明期の器楽教育実践の動向——
学校音楽研究会と日本教育音楽協